

第 2 号様式(第 12 条関係)

令和 4 年度第 1 回大和市都市計画審議会 会議要旨

- 1 日 時 令和 4 年 5 月 24 日(火曜日) 10 時 00 分～11 時 45 分
- 2 場 所 大和市役所 本庁舎 5 階 全員協議会室
- 3 出 席 者 委員 12 名
(中林会長、柏木委員、栗城委員、進士委員、古橋委員、井上委員、
金原委員、山崎委員、大場委員、清水委員、齋藤委員、
荻原委員については大和警察署から酒井氏が代理出席)
事務局 9 名
・街づくり施設部長
・街づくり計画課 4 名
・関連課(農政課、建築指導課) 4 名
- 4 傍聴人数 0 名
- 5 議 題 (1) 特定生産緑地の指定について(意見聴取)
(2) 準防火地域の変更について(中間報告)
- 6 議事要旨 ・会議資料に基づき、事務局から説明を行った。
・質疑応答及び意見交換を行った。
- 7 会議資料 (1) 特定生産緑地の指定について(意見聴取)
…【資料 1-1～1-3】
(2) 準防火地域の変更について(中間報告)
…【資料 2】

<議題>

- (1) 特定生産緑地の指定について(意見聴取)
- (2) 準防火地域の変更について(中間報告)

<審議経過など>

～議題(1)について、事務局の説明～

(会長)

ただいまの説明について、ご質問ご意見をお願いします。

(委員)

特定生産緑地の指定の前提には、都市農地を保全したいという考えがあるものと捉えている。市街化区域と市街化調整区域に線引きをした際、農地を全て市街化調整区域にしておけば、生産緑地地区の制度は必要なかったかもしれない。しかし、当時は開発ブームであり、市街化調整区域に含まれることを嫌がる農家が多く、市街化区域にした農地があった。この市街化区域内の農地について、そのまま農業を続けると、土地を整理していこうという都市計画の趣旨とは合わないため、生産緑地と呼んで公園や防災緑地のようなものとして農地を位置づけたという経緯があると捉えている。そのため、ただ農業を続けてもらえばいいというだけでなく、広く都市的な観点で多様な政策が必要になる。しかし、生産緑地の実態は、農地並み課税として取り扱うという、いわば税金対策になってしまっている。

生産緑地が生まれた当時から時代は変わり、今では大和市も過密になり、マンション住まいが増えている。都市計画マスタープランにて、健康都市を謳うのであれば、農地は重要である。首都圏における都市農地は、防災機能を有するだけではなく、日常的に目に触れることで癒されるものでもあり、特別な意味を持っている。農林水産省も法律を変えることで、都市農地を「都市にあるべきもの」と方針転換した。つまり、保全して、営農を続けてもらおうと考えているわけだが、特定生産緑地に指定することで買取り申出ができる期限を延長する程度で、保全は実現できるのか。特定生産緑地の指定以外の政策を市は考えているのか。

(事務局)

ただいまご意見をいただいたとおり、市としても都市農地の保全を重要なものと考えている。2019年3月には農業振興、農地保全の基となる計画として、大和市都市農業振興基本計画を策定しており、農地保全に努めていきたい考えである。

具体的には、農地保全の手法として、市街化調整区域を中心とした利用集積等の農地の貸し借りによる保全を考えている。また、生産緑地については、都市農地の

貸借の円滑化に関する法律に基づき、市民農園の開設や貸し借りを進めていきたいと考えている。

(委員)

ご紹介いただいた手法は一例ということかと思う。市民農園にも様々な在り方がある。市内の住宅地を歩いてみると、通常の戸建て住宅の一般的な庭を農地化しているところを目にした。市民が、育てる緑に関心を持っていることの一例である。農地の問題は、単に「農業」の振興だけではない。市が健康都市を謳うのであれば、広く「農」として土と触れ合う市民生活について考える等、農地の問題の概念を広げて、様々な政策を考えるべきである。それを市の売りにするぐらいでないと、農地の問題は変化していかない。「農業」サイドについて、市が真剣に考えていることは分かるが、農家の営農意識と、地域の関係性等についても考えなくてはいけない。農家の個人的な事情だけに任せていては、世代交代の度に相続が発生し、農地はどんどん減っていくものである。農地は消滅危惧地であるとも言える。本気で健康都市を考えるのであれば、農地の問題は農政課だけの担当でなく、全ての市民生活を左右する課題として捉えるべきである。事実、農地ではない場所で、畑を作って「農」を楽しんでいる市民がいる。新型コロナウイルス感染拡大の中で、緑地、オープンスペース、オープンエア及びオープンランドの重要性が再認識されたところでもある。そういうものを大和市の売りとして、コンセプトにしても良いかもしれない。

政策においても、ハードとソフトの考えはセットである。税制上の対応も重要だが、例えば畑を幼稚園の園庭として使っても良い。管理が容易だとはいえ、人工芝ばかりのプラスチックに囲まれている環境では、感性不十分になってしまうという懸念もある。そのような観点も含めて、政策の作り方を検討していただきたい。

本日は、街づくり計画課が事務局を務める都市計画審議会であり、農政課は説明にきているだけである。買取り申出ができる期限を延ばすという方法自体は悪くないので、本日の指定案件に異論はない。ただし、営農の継続については、踏み込んだ対策も考えていただきたい。例えば横浜市では、横浜みどり税を各世帯からいただいて、水田や農地の保全に充てている。横浜市では、農地は環境だという位置づけにしているが、大和市ではまだ「農業」の扱いになっていることに違和感を持った。政策の充実をお願いしたい。

(会長)

「農業」と「農」の考え方について、市民が自分事として行う「農」を推進していく展開があるのではないか。また、農地法の改正や都市農地の貸借の円滑化に関する法律の成立によって、貸し借りも自由になり、貸付の市民農園等も利用しやすくなってきている。最近では、大和市でも民間団体が借り受け、有料で市民に貸し付けるという民営の市民農園が2箇所できてきている。このような団体への斡旋も含めて、様々

な選択肢が増えてきた。「農業」として生業としてやることは難しくとも、「農」を皆でやるのが健康都市を実現していく、という委員からのご意見だったかと思う。ご意見として承っていききたい。

(委員)

1点伺いたい。ロシアによるウクライナ侵攻もあり、自給率が話題になっている中、今後も生産緑地が減っていくことになる。大和市の農業の生産物は、どれだけ市民の人に寄与しているのかについて、数字はあるのか。

(事務局)

自給率について、市に限定した数字は持っていない。国で示されている約37%という状況を把握しているが、あまり芳しい数字ではないと捉えている。

(委員)

国の数字については承知した。この先どうなるか分からない社会の中、農地の大部分が減っていくことを考えると、市内の農業の数字を少しでも上げておく必要性があるのでないか。この時代状況を踏まえ、農業の方向性、検討している取り組みの事例があれば伺いたい。

(事務局)

大和市の農業は、消費者に近い都市型の農業である。先程、委員から、市民と「農」が触れ合うべきという話があったが、例えば直売所は9箇所あり、市民に新鮮な農産物を提供している。農地の保全については、貸し借りや市民農園を推進していくことを考えている。また、後継者問題等もあるため、新規就農についても進めていきたい考えである。

(委員)

承知した。数字を上げるために、引き続き取り組んでいただきたい。

(委員)

1点確認したい。資料1-2及び1-3を見ると、例えば箇所番号●については、一部を再指定して、一部は外れるということで宜しいか。

(事務局)

箇所番号●については、区域の一部は特定生産緑地に指定されることで買取り申出できる期限が10年間延長されるが、残りの区域は申出基準日以降に買取り申出が可能になるものである。

(委員)

もし買取り申出が提出され、行政が買い取らなかった場合、所有者が一般に宅地として売り出す可能性があるということだと捉えている。不動産業者としては、箇所番号●の未指定地については、宅地に適していると感じる。一般に売り出された場合、宅地化されるものと考えられるが、先程の委員からのご意見のとおり、農についての政策は重要である。農業を振興させるために、こういった場所の宅地化を規制する想定はあるのか。

(会長)

資料1-1の3項目には、特定生産緑地に未指定の生産緑地について記載されている。平成4年に告示された指定意向がないものと、平成5年以降に告示された特定生産緑地に指定する可能性がまだ残っているものがある。平成4年に告示されたもので今回指定しなかったところは、もう指定のチャンスはなく、指定意向なしということで、解除されることになる。箇所番号●の網掛けのない部分については、特定生産緑地の指定の意向がないことを確認済みということか。仮に宅地化していく場合には、市としての対策はあるのか、という委員からのご質問かと思う。

(事務局)

ただいま仰っていただいたとおり、網掛けのない緑色の区域については、箇所毎に取扱いが異なる。箇所番号●については、網掛けのない緑色の区域が平成4年に告示された生産緑地である。また、網掛けのある区域とない区域で、所有者が異なる生産緑地でもある。網掛けのない区域については、10年間の延長の希望がないことを市として確認ができているため、令和4年11月13日の申出基準日以降にいつでも買取り申出が可能になる。買取り申出があり、市が買い取らず、農業従事者への斡旋が不調になった場合、買取り申出から3ヶ月後に行為制限が解除され、農地以外の土地利用ができることになるという規定である。その結果、宅地化されてしまう可能性が高い状況である。この宅地化に対しては、制限はかけられないものである。

(会長)

特定生産緑地に指定されない場合、固定資産税の激変緩和が適用されることになるか。

(事務局)

特定生産緑地に指定されず、農地としての利用が続く場合、固定資産税は2割ずつ上がり、5年間かけて宅地並み課税になる。ただし、宅地化されてしまう場合には、すぐに現況課税となる。

(会長)

固定資産税は毎年見直していくのか。

(事務局)

毎年1月1日現在の評価で課税をすると把握している。

(会長)

承知した。特定生産緑地に指定されない生産緑地について、農地のままであれば、5年間は固定資産税が緩和されるが、農業をやめようという場合は、買取り申出をすることになる。買取り申出の際には、市に優先的に買取りの権利があるが、市が買えなかった場合には、民間に対して販売がなされるというケースが多いと思われる。

また、箇所番号●のある地域は、区画整理による開発をした地域であり、地区計画が設定されている。宅地化を規制するよりも、このように宅地利用してくださいという内容が地区計画で定められている地域である。箇所番号●の位置する街区のように、生産緑地がまとまっている場所については、営農を継続したい所有者の農地をまとめる形で換地を行った場所である。地区計画が設定されている地域は、そのほとんどが土地区画整理事業によって開発した地域だが、計画的な開発をしていない地域では狭い農道のまま宅地化が進む可能性もある。今後の宅地化に対する市の姿勢、どのような市街化を促進するのかという取り組みが、今後の重要な課題になると考えられる。

(委員)

会長が仰っていたとおり、箇所番号●のある地域は、区画整理された地域だと感じた。それに対し、箇所番号▲については、特定生産緑地に未指定の部分について、接道要件がないため、不動産業者としても、宅地としての開発は難しく感じる。箇所番号●の地域は、角地でもあり、非常に価値が上がったことが想定される。価値が上がった場所について、生産緑地地区の制度が外れて売却するとなれば、税金も大きくかかるかもしれないが、所有者にとっては有益な話だったのではないだろうか。今後、どのような制度が作れるのか、市だけで判断できる問題ではないと思うが、十分に検討していただきたい。意見として述べさせていただいた。

(会長)

これからのまちづくりや個別開発指導について、見直していく必要があるのではないかというご意見だったかと思う。例えば、箇所番号▲を宅地造成するためには、区画整理による減歩等で道路用地を拠出して整備しなくてはならない。このような都市開発を誰の負担で行っていくのかということも含めて検討が必要である。また、農業

の継続を考えるためには、後継者の育成も含めて考えなくては、いずれ生産緑地を解除するしかなくなってしまう。解除することになった際に、市街地としてどのように活用するのか。農政とまちづくりのどちらの観点でも、対応を考えなくてはならないというご指摘だったかと思う。

(事務局)

市は総合計画の中で、まちづくりという観点から「まちの健康」について考えている。生産緑地は市街化区域内の農地であり、生産性については市街化調整区域の農地には及ばない。そのため、生産性については市街化調整区域の農地で上げていただいて、生産緑地は、都市にある緑地や農地としての景観形成、そして環境保全、防災機能等の緑地機能を主として、極力残していきたい考えである。

会長が仰っていたとおり、約56.2haの生産緑地のうち、約41.9haが特定生産緑地に指定されることになる。残りの約14.3haのうち、約3.8haに指定の意向がない状況であるが、5年間で税が上がっていくものであり、約3.8haの全てがすぐに宅地化されることはないと考えている。そして、市としては、約56.2haのうちの約3.8ha、つまり1割以下で済んだと安堵しているところでもある。

また、市街化区域内の農地を開発する場合、開発の基準に基づき、極力緑地を作っていただくようお願いをしながら、開発に移行することが考えられる。都市計画法と建築基準法に基づき、それ以上の負荷を課するような規制はできない現状ではあるが、市としても生産緑地地区が長く継続するよう注力したい。

(委員)

1点伺いたい。都市農地としての保全が重要ということであったが、市内の約56.2haのうちの何haを指定するという市の目標値はあったか。

(事務局)

目標値は設定していない。生産緑地の所有者全員を対象に、制度についての説明会開催や資料送付を行っており、所有者全員にご理解いただいたという認識はある。そのうえで、10年間延長を希望するかどうかは所有者個人でお考えが異なるということだと捉えている。

(委員)

承知した。

(委員)

先程、委員の仰っていた自給率も含めて、数字は重要である。本日の内容に異論はないが、KPIという使い方も含めて、目標値としての数字を示すことは重要だと考え

る。東京都でもカロリーベースでの自給率が0%になったことは話題になっている。神奈川県も2%に減少しており、10年以内には1%になるだろうと想定される。国としてこのような状況であることから、明確な目標値を示すことが重要だと感じる。

また、都市計画マスタープランの142頁では、オープンデータ化について記載されている。大和市のオープンデータの中に、都市計画に関連するデータも出していただき、その数字を基に議論を進めていくことが重要なのではないかと感じる。

(会長)

データのオープン化は、可能な限り進めていただくのが、これからの時代であろう。ただし、食料の自給率については、市街化調整区域での農の状況を見る必要がある。都市計画マスタープランにおける市街化調整区域の土地利用としては関係するが、農は都市計画で扱うものではない。都市計画は市街化中心の計画であり、生産緑地よりもたくさんの農地をどう振興するかを考える場合、市街化調整区域の農地を中心に考えることになる。農政部局には、分野を超えて、農地の推進計画を整理していただきたい。生産緑地だけで自給率の話は有り得ない世界だろうと考える。農業推進計画のうち、大和市の農業推進全体の中で、生産緑地が果たしている役割は何%程度なのかが分かるように、データのオープン化を考えていただきたい。

今後の課題としては、特定生産緑地の内容からは離れるが、市街化調整区域が今後どうなっていくのかという点がある。国の制度も含め、大きく議論されている。大和市の市街化調整区域は畑地が多いが、基盤整備はされずに宅地化が進み、畑が減って、家だけは増えているような状況である。市街化調整区域における農地及び開発の問題に、市として分野を超えてどのように対処するかが求められている。

また、生産緑地に注目すると北部に多く分布しており、南部には調整区域農地が多い。北部では市民農園の需要は高いが、南部で貸してもいいという農地があったとしても、駐車場が整備されている場所が少ないため、北部から南部に向かうことも難しい。こういった点が今後の課題になっていくのではないかと感じる。

(委員)

議論があって大変良かったと思う。農地は大切な財産である。不動産開発についての言及もあったが、最近では菜園付き住宅が高級住宅として扱われている。20年程前に、小田急電鉄(株)がアグリス成城という取り組みをしていたが、比較すると市民農園はとても安い。農地の問題は農業振興だけではなく、市民全部のものになっているが、認識がまだ浸透していない。会長が仰っているように、生産緑地だけの問題ではない。生産緑地をおよそ50haだとすれば、日比谷公園3つ程度の面積でしかない。仮に特定生産緑地に指定する目標値を掲げるのであれば、生産緑地の全部であろう。生産緑地は元々そのような位置づけでスタートした制度であり、緑地である。横浜市では、公園を農園付き公園と称して、公園用地を全て菜園にした例がある。

生産緑地を公園に移管できるか、つまり買取りの覚悟があるかどうかが重要である。同様の取り組みを進めていくことで、不動産価値は上昇するはずである。

また、自給率のうち、穀物に関しては日本の国土全体レベルの話が必要であり、難しい問題である。しかし、生鮮野菜に関しては、議論できるのではないか。国際的な観点から話せば、市民農園も自家菜園もない状況は、日本だけで起こっている。戦前には、日本でも住宅計画に菜園が入っていることが通常だった。菜園がない住宅が当たり前になったのは戦後の日本だけであり、国際的にも異常な状態である。自給率の話は、国のレベルの話ではなく、市民レベルで考えなくてはならない。農地は自分たちのものではなく、農家のものだという考えが先行してしまっている。農地は市民の共有財産だと捉えるくらいの発想が必要である。政策として、生産緑地の買取り申出ができた際は、買取りがいい。しかし、予算がないことによって買取りができず、基盤整備もされていない住宅地が市内に広がってしまう結果に繋がる。このような状況が続くことが、都市計画において意味があるのかを考えなくてはいけない。議会の活躍も重要になるため、期待している。

(会長)

我々がこの審議会において着目すべきは、農地や自給率の前に、市街地としてどれだけの緑地空間が大和市にあるべきなのかという点である。緑地空間の中には農地、林地及び公園等があり、役割分担されている。ある農地は公園に変わっていくかもしれないが、緑地として残すという点が我々の目指すべき目標である。農業を公園にという動きは全国的なものである。世田谷区でも農業を体験できる公園として、農業公園が作られており、耕すのは区民である。学校の教育や幼稚園でも様々な活用がされているようである。エリアで一定以上の生産緑地等があれば、農を推進し、食育にも叶う公園にするという考えである。ゾーニングをして、その中の農地を優先的に買い上げていくような取り組みが有効である。横浜市も同じような趣旨で進められているかと思われる。生産緑地は、買取り申出が突然出てくるため、予算措置もできず、道路用地や公園用地にかかっていない場合、買取りが難しかった。事前にゾーニングをして、将来のまちづくりに重要な空間と判断できるものについては、十分配慮するための準備をしておくのが、市の政策課題に対する措置だと感じる。多くの方から頂いた意見を含めて、将来を先読みして対策を考えていただきたい。

また、「農」が身近になったのは、新型コロナウイルス感染拡大という社会状況が影響しているように思われる。通勤をはじめとする従来の都心志向生活スタイルが変わってしまった。大和市にとっても、宅地需要や居住地としての選択肢が広がっており、人気を高めている可能性が考えられる。

そして、自給率が大きな話題となった発端は、ウクライナの問題である。日本は小麦の自給率がゼロに近い状況のため、小麦の値上がりの影響を大きく受けている。日本だけでなく、世界中の話になるが、食料自給の話をするためには、2つの問題につい

で考える必要がある。1つが、農業後継者を本気で育成する覚悟である。もう1つが、子供たちへの食育である。食べ物はスーパーで売っているものではなく、プランターやベランダで自分たちでも作れるものだと、子供たちを含めた人材育成だと捉えて、伝えていかなければならない。その2つが叶う場所として、生産緑地も十分に活用できるのではないか。是非、活用して政策展開していただければと思う。

(委員)

1点意見したい。市として、緑地の面積を把握していく術を持っておくべきである。大和市では、固定資産税の課税判断のため、3年に一度航空写真を撮影していると聞いているが、3年に一度では遅すぎる。東京都の稲城市では、20K㎡の市域に対し、1台のドローンを用いて3日間で撮影を終えている。3日程度で緑地の面積を求めることができるのであれば、毎年の緑地の面積を把握する手段を持つべきだと思い、意見させていただいた。

(会長)

大和市は防災でドローンを活用しようと展開もしている。そのドローンの訓練になるかもしれない。また、そのようなデータを持っておくことで、例えば災害があった際に、どのように復興するのか、元はどうだったのかということを確認するデータになり得る。例えば、土地の境界が未確定の場所等があるが、その再現のためにも、緯度経度が分かる形で直近のデータを残しておくことは重要である。都市計画審議会の枠を超えた話ではあるが、まさにそのような時代であろうと思っている。本日は特定生産緑地の指定についての意見聴取ということで、多くの委員から貴重なご意見をいただいた。

それでは、本日報告されている特定生産緑地の指定案について、審議会としての意見を求められている。資料に記載の内容そのものには意見はないということで、賛同いただける方の挙手をお願いします。

(委員全員挙手)

(会長)

出席委員全員が賛成なので、本案件については、原案のとおりで進めていただきたい。

それでは議題2に進みたい。

～議題(2)について事務局の説明～

(会長)

ただいまの説明について、ご質問ご意見をお願いします。

(会長)

1ページ目の右側に掲載されている小さな地図が現在の指定状況であり、本日までご提案いただいた案が3ページ目の右下に掲載されている地図である。第一種低層住居専用地域をベースとして、棟数密度が増加している状況を、より安全なものにするための案だと捉えている。3ページ目の上段に掲載されている表からも、平成27年度の第一種低層住居専用地域の棟数密度は、平成7年度当時の商業地域や第一種中高層住居専用地域等の密度を上回る状況となっていることが分かる。準防火地域の指定がないまま、宅地化が進んでしまっているため、もっと早くから準防火地域を拡大すべきだったかもしれないと、私自身も反省を含めて資料を見ていた。議題1において意見聴取のあった特定生産緑地については、平成4年告示分の90%以上が指定されることになるが、その対象地もいずれは宅地化が進む可能性が高い。今のうちから、準防火地域の拡大を進め、火災に強い街並みを作るべく、先取りの取り組みとしてのご提案であったと思う。

(委員)

1点確認したい。他市の状況として、横浜市や相模原市では、容積率80%の第一種低層住居専用地域は防火地域・準防火地域から外している。大和市としては、容積率80%の場所も含めて、準防火地域を拡大する考えか。

(事務局)

ご認識のとおりである。

(委員)

1点伺いたい。延焼を防ぐには、道路幅員も関係するかと思うが、どうお考えか。

(事務局)

市街地の火災延焼については、狭小道路の拡幅も有効であると考えている。都市計画道路等は、防火地域・準防火地域とは別の都市計画となるため、別途整備を進めていく考えである。

(会長)

道路側よりも隣地境界側についてが、最大の課題であり、本日はその対策としての案ということかと思う。

(委員)

承知した。

(委員)

項目4のスケジュールについて、市民・関係団体への周知期間が3ヶ月というのは適切なのか。市民が住宅を建てる場合、もっと早くの段階から準備を行うように思われる。

(事務局)

市としても6ヶ月以上の周知期間は必要だと考えている。スケジュール上、周知期間は令和4年11月からと掲載しているが、市民意見交換会は令和4年5月下旬からの開催を予定しており、現時点でPRボードやホームページでも公表している。実質的な周知期間は、既に始まっていると捉えている。

また、建築確認申請については、民間の審査機関に申請されるケースがほとんどになっている。市としても、民間の審査機関に早い段階から情報を周知していくことで、設計者がその情報を把握し、設計に配慮していただくことに繋がるよう、周知を進める考えである。

(会長)

都市計画情報等の照会のため、市役所に来るケースが多いのではないかと思う。その際に、併せて案内していただく等、配慮をお願いしたい。

(事務局)

承知した。

(委員)

早めの周知がない場合、トラブルが発生することが想定される。設計事務所の実務を申し上げると、昨今の社会状況として、工事材料が非常に少ない状況がある。材木及びサッシ等について、半年前から材料をエントリーすることで、やっと着工できるような状況である。建築確認を早い段階で取得しているケースも考えられるため、早めの周知をお願いしたい。

特に、サッシの値段が大きく変わってくると思われる。市民意見交換会でも、同様の意見が出てくると想定できるため、事前に整理をしておくべきだと思われる。

また、都市計画情報等は、市のホームページでも確認可能なため、市役所には来ない業者も多くなっている。情報の周知は早めに徹底していただくことが望ましい。

(事務局)

ただいまご意見いただいたように、一般市民からは費用面での心配の声があるのではないかと想定している。ただし、安全なまちづくりのためにも、開口部も含めて防

火構造にしていきたいと市では考えており、令和5年2月1日施行を目指しているところである。従来の基準での建築を希望される場合には、令和5年2月1日より前に工事に着工していただければ、完成が令和5年2月1日以降になっても支障のないルールとなっている。まだ半年以上の期間があるため、ご協力をお願いしているところである。

(会長)

何をもって着工とするのか。また、建築確認の有効期限はあるか。

(事務局)

着工の定義について、建築基準法では、基礎の根切りを行うことで着工と考えている。また、建築確認の有効期限は、法律上は設けられていない。ただし、法律が変わった場合、その段階で着工しなければ、変更後の法律に適合しなければならないため、通常は建築確認を再取得という話になる。

(会長)

市民に負担のかかる内容ではあるが、安全なまちづくりを進めるためにも必要なことである。令和5年2月1日より前に工事に着工することで、従来の基準での建築も可能ということだが、この場合、新築時に既に既存不適格という扱いになる。建築主も承知のうえだとは思われるが、そのようなケースも想定し、市には早めの周知を積極的に行っていただきたい。

以上で本日の議題を終了とする。「その他」として事務局から何かあるか。

～事務局の説明(次回の都市計画審議会の開催日程の報告)～

(会長)

了解した。これをもって本日の審議は終了とする。～以上～